

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 評議員の報酬等に関する規程

令和2. 3. 25 制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額5,500円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したとき、又は会長の依頼により会務のため旅行したときは、別に定める役職員等の旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は本人の指定する金融機関口座への振り込みをもって支給する。ただし、本人の希望等により、やむを得ない事情がある場合は、通貨をもって支給することができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準とし、これを公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年3月25日に制定し、平成29年4月1日から適用する。